

議案第 68 号

市川市介護保険条例の一部改正について

市川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 16 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市介護保険条例の一部を改正する条例

市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 号中「30,060 円」を「31,320 円」に改め、同条第 2 号中「40,080 円」を「41,760 円」に改め、同条第 3 号中「43,440 円」を「45,240 円」に改め、同条第 4 号中「53,460 円」を「55,680 円」に改め、同条第 5 号中「66,840 円」を「69,600 円」に改め、同条第 6 号中「73,500 円」を「76,560 円」に改め、同号ア中「をいう。以下同じ。）」を「をいい、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」に改め、「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を、「得た額」の次に「（その額が零を下回る場合には、零とする。）」を加え、同条第 7 号中「83,520 円」を「87,000 円」に改め、同条第

8号中「100,260円」を「104,400円」に改め、同条第9号中「106,920円」を「114,840円」に改め、同条第10号中「113,580円」を「125,280円」に改め、同条第11号中「126,960円」を「139,200円」に改め、同条第12号中「133,680円」を「146,160円」に改め、同条第13号中「140,340円」を「156,600円」に改め、同条第14号中「147,000円」を「167,040円」に改め、同条第15号中「153,720円」を「177,480円」に改め、同条第16号中「160,380円」を「187,920円」に改め、同条第17号中「167,100円」を「198,360円」に改める。

附則第2条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「平成30年度にあつては26,700円と、令和元年度にあつては21,720円と、令和2年度にあつては16,680円」を「17,400円」に改め、同条第2項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「令和元年度にあつては31,740円と、令和2年度にあつては23,340円」を「24,360円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「令和元年度にあつては」及び「、令和2年度にあつては40,080円と」を削る。

附則第3条の見出し及び同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条並びに附則第2条及び第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、な

お従前の例による。

理 由

介護保険法に基づき令和3年度から令和5年度までの各年度の保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令の改正を踏まえ保険料率の算定に係る合計所得金額の算定方法を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。